

# 令和5年教育委員会第11回臨時会会議録

開会日時 令和5年11月22日 午前 11時00分

閉会日時 同 上 午前 11時16分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子

同職務代理者 谷 部 憲 子

委 員 日 高 芳 一

委 員 上 原 有美江

委 員 壺 内 明

委 員 青 柳 豊

## 議場出席委員

- |         |       |           |        |
|---------|-------|-----------|--------|
| ・教育次長   | 中島 俊一 | ・学校教育担当部長 | 佐々木健二郎 |
| ・教育総務課長 | 山崎 淳  | ・学務課長     | 羽田 顕   |
| ・指導室長   | 谷合みやこ | ・統括指導主事   | 木村 文彦  |

## 書 記

- ・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前11時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 谷 部 憲 子 委員 日 高 芳 一

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 11時00分

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和5年教育委員会第11回臨時会を開会いたします。

本日の議事録の署名は私に加え、谷部委員と日高委員にお願いをいたします。

本日、傍聴の申出はございませんが、本日の議案第59号及び第60号につきましては、議会の議案に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開といたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○教育長 それでは、議案第59号及び第60号につきましては非公開といたします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が4件でございます。

それでは、議案第59号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第59号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきまして、説明を申し上げます。

初めに、「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、本案を提出するものでございます。別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

それでは、2枚おめくりいただきまして、「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表（改正部分抜粋）」の資料をご覧ください。

教育長の給料月額を、現行の80万7,000円を80万9,000円に改めるものでございます。なお、この条例につきましては、付則で定めております、令和5年12月1日から施行するものとしてございます。

ご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第59号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第59号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案第59号を終わりといたします。

次に、議案第60号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第 60 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

改正内容は、幼稚園教育職員の給与につきまして、令和 5 年 10 月 11 日に行われました特別区人事委員会勧告に伴う給料表の改定、期末手当及び勤勉手当支給月数の改定でございます。

新旧対照表をご覧ください。まず、幼稚園教育職員の給料表の改定でございます。公民較差を解消するため、給料表を引き上げるものでございます。

改定後の給料表は別表第 1 にございます。

給料表の施行日は公布の日といたしますが、令和 5 年 4 月 1 日に遡及して適用いたします。

改定後の金額と既に支給されている額との差額につきましては、令和 5 年 12 月給与支給時に支給いたします。

次に、幼稚園教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございます。再び新旧対照表をご覧ください。令和 5 年度につきましては、既に 6 月の期末手当及び勤勉手当を支給していることから、12 月期に全て割り振ります。

期末手当の支給月数につきまして、管理職員につきましては支給月数を年間 0.05 月、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員については年間 0.025 月引き上げます。管理職員の場合、12 月に支給される期末手当の支給月数を 1.000 月から 1.050 月に改定し、年間支給月数を 2.050 月とし、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の期末手当の場合、0.575 月から 0.600 月に改定し、年間支給月数を 1.175 月といたします。

勤勉手当の支給月数につきましては、一般職員について支給月数を年間 0.1 月、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員については年間 0.05 月引き上げます。管理職員について、支給月数が年間 0.05 月、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきましては年間 0.025 月引き上げることになります。

そして、一般職員の場合、12 月の支給月数を 1.075 月から 1.175 月に改定し、年間支給月数を 2.250 月とし、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の勤勉手当の場合、0.525 月から 0.575 月に改定し、年間支給月数を 1.100 月とします。

管理職員の場合、12 月に支給される支給月数を 1.275 月から 1.325 月に改定し、年間支給月数が 2.600 月となり、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の勤勉手当の場合、0.625 月から 0.650 月に改定し、年間支給月数が 1.275 月となります。

裏面をご覧ください。令和 6 年度につきましては、6 月及び 12 月に支給される期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ均等に割り振ることといたします。

管理職員の場合、勤勉手当につきましては、6 月及び 12 月にそれぞれ 0.025 月均等に割り振ります。そして、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の場合には、それぞれ 0.0125

月ずつ均等に割り振ります。

次に勤勉手当でございますが、一般職員の場合、勤勉手当を6月及び12月にそれぞれ0.050月ずつ均等に割り振り、年間支給月数を2.250月とし、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の場合、それぞれ0.025月ずつ均等に割り振り、年間支給月数を1.100月とします。

管理職員の場合には、勤勉手当を6月、12月それぞれに0.025月ずつ均等に割り振り、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の勤勉手当の場合、それぞれ0.0125月ずつ均等に割り振り、年間支給額を1.275月とします。

この改正の施行日は公布の日といたします。ただし、令和6年度以降の支給月数に係る改正につきましては、令和6年4月1日からの施行といたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第60号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第60号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案第60号は終わりいたします。

次に、議案第61号「会計年度任用講師の給料又は報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を上程します。

指導室長。

**○指導室長** それでは、議案第61号「会計年度任用講師の給料又は報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

まず「提案理由」でございますが、幼稚園講師及び特別支援教室拠点校講師の報酬の額を改正する必要がございますことから提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。別表の会計年度任用講師のうち幼稚園講師の報酬額を時間額2,178円が2,198円に、特別支援教室拠点校講師の報酬額が時間額1,705円を1,739円にそれぞれ改めるものでございます。これは会計年度任用職員の給料または報酬の額を職種ごとに常勤職員の給料表に換算して当てはめ、この常勤職員の給料表が改正されたことから時間額を改めるということでございます。

そして付則でございますが、この規則は公布の日から施行されることになっておりますので、常勤職員の例により、令和5年4月1日に遡って適用されるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第61号について、原案のとおり可決することにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 61 号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案第 61 号を終わりいたします。

次に、議案第 62 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第 62 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

まず「提案理由」でございますが、議案第 60 号にございました幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、それに伴う規則を本案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する必要がございますので、提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。改正内容に関しましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、先ほどお諮りいたしました議案第 60 号で引き上げた勤勉手当の支給月数を、一般職員につきましては 0.1 月、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員については年間 0.05 月に引き上げ、管理職員につきましては支給月数を年間 0.05 月、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきましては年間 0.025 月、条例に伴い引き上げるものでございます。

令和 5 年度につきましては、既に 6 月支給していることから、12 月支給の勤勉手当に全て割り振るものでございます。令和 6 年度につきましては、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当にそれぞれ均等に割り振るものとしております。

なお、補足でございますが、期末手当に関する規則については月数の記載がないことから、本案、勤勉手当に関する規則につきましては、このように議案を上程させていただくものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。

議案第 62 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 62 号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等 4 件を終わりいたします。

本日の議案につきましては以上でございますけれども、その他何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で令和5年教育委員会第11回の臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時16分